

東京都公民館連絡協議会職員部会 第4回（報告）

日時 令和元年7月17日(水) 午後2時～午後4時

会場 日野市ふれあいホール集会室2-2 14:00～16:00

参加者 ・小松（昭島市）・辻口（国立市）・増本（国分寺市）
・泉（狛江市）・山本（西東京市）・松浦（福生市）・矢嶋（町田市）
・小磯（小金井市）・高木（東大和市）・細淵（小平市）
顧問 ・伊藤・荒井（講師）
事務局 ・大村、佐藤、伊藤（日野市） ※敬称略

1 事務局より（本日の流れと休憩調査）

- ・職員部会ニュースコラム担当順番について
6・7月号 国立市、西東京市
・・・ 7/20（土）原稿締切、9月配布予定、国立市、西東京市担当
8・9月号 福生市、狛江市 9/21（土）原稿締切
- ・東京都公民館研究大会第2回企画委員会の報告
（案）「公民館の役割、再発見～新たな広がりをめざして」
⇒次回の会議には確定するので 目安として考えておく。

2 ・職員部会研修会内容について 9月18日(水) 14:00～16:30 講座室

（テーマ、内容の確認、講師の報告、役割分担、広報、アンケートなど）

（案）「職員の実践から考えるこれからの公民館の役割」

講師：岩松 真紀さん（明治大学非常勤講師ほか）9月18日の講師の了解を得た。

1) 役割分担

- ◇事例発表 : 国分寺市：増本さん 福生市：松浦さん
- ◇司会 : 山本さん(西東京市)
- ◇受付 : 矢嶋さん(町田市)、小磯さん(小金井市)
- ◇記録 : 辻口さん(国立市)、小松さん(昭島市)、高木さん(東大和市)
- ◇アンケート：泉さん(狛江市)
- ◇チラシ作製：細淵(小平市)
- ◇会場設営 : 司会、受付以外の方
- ◇資料準備 : 事務局

2) 当日スケジュール

- 13:30 受付開始
- 14:00 研修開始 事例発表
 - ①国分寺市 増本さん 15分
 - ②福生市 松浦さん 15分
- 14:30 講評 10分
- 14:40 グループワーク(グループ分け、休憩時間含む) 60分

15:40 発表と講評 20分
 16:00 研修会終了
 16:20 片づけ終了

3・東京都公民館研究大会課題別集会について

(テーマ、方向の確認、グループワーク、事例報告者、助言者選定など)
 職員部会としては？ 他市(非加盟含む)の実践なども？
 講師、テーマ・・・学習支援、生活課題、居場所づくり。

◇テーマについて

- ・例年9月の研修部会のテーマをそのまま2月に用いるパターンで来ているが・・・。
- ・保育部会の話などは発足当時と今では保育のあり方が違っているのでは。その辺の話でも良いのでは。
- ・他の社会教育部門の話聞くのも面白い。
- ・地方の話を見ると人口減少は著しく、少ない人口の中でいかに人集めするか・・・東京でも10年20年先の社会教育を見据えていくと、今何をしなければならぬかが見えてくる…今いる職員が考えて行かなければならぬ。

4 部会内研修

「公民館職員も知っておきたい自治体財政」 講師 荒井 敏行氏(元国立市公民館長)

1) 地方財政の再確認

- 根拠となる法令・・・地方自治法、地方財政法
- 地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪であり、地方分権の推進や少子・高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など地方公共団体が担うべき役割とこれに伴う財政措置が重要。

2) 自治体財政の仕組み

○歳入予算・・・一会計年度に行ける一切の収入

	一般財源	特定財源
自主財源	地方税	分担金及び負担金、使用料及び手数料 財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、 諸収入、都市計画税などの目的税
依存財源	普通地方交付税 地方譲与税、各種交付金	国庫支出金、都道府県支出金、地方積、 特別地方交付金

○歳出予算・・・区分(款・項・目・節) 予算を区分するときを使う名称

- ・款・項の二つの上位区分は議会で議決される。款・項・目は目的別に分類され、節は性質別に区分される。
- ・目的別分類・・・行政目的をもとに分類、自治体の行政目的別の予算比重が分かる。
- ・性質別歳出・・・支出の経済的性質を基準とした分類、財政の健全性、弾力性を測定するポイントとなる。

○経常的経費(義務的経費)と投資的経費

	性質別歳出
経常的経費	義務的経費・・・人件費、扶助費、公積費 その他の経常的経費・・・普通建設事業経費以外の経費
投資的経費	普通建設事業経費

*義務的経費の割合が高いほど ⇒「財政が硬直化」している

*投資的経費の割合が高いほど ⇒「財政にゆとりがある」

3) 社会教育機関での自治体財政理解の必要

- ・税金の使い道を自ら選ぶことで納税意識を高め、自らの住む地域のまちづくりに市民参加の意識を高めてもらう。
- ・社会教育施設(公民館)での学習の蓄積と市民スキルの向上。

4) 公開されている自治体の財政情報

- ・公開の法令根拠 地方自治法第219条、233条、243条。
- ・市民活動を「下請け」ととらえない対等な関係「パートナーシップ」の発想。

5) 自治体財政を比較するための資料

- ・総務省 HP の地方財政では各種データの閲覧が可能。
- ・自己が所属する自治体の状況と類依団体との比較。

6) 自治体内での教育予算、決算の状況と構成比

- ・自治体の首長の姿勢・議会の見識、財政部局の考え方が反映。
- ・自市の予算書、決算書を見る。総括表で教育費、社会教育費の構成比の校正変化と
その理由を確認する。
- ・基礎資料としての事務報告書。

7) 社会教育施策における人件費の検討

- ・成果主義から見えにくい社会教育現場の公務労働。
- ・人件費抑制と非正規職員の増大・・・指定管理者制度や会計年度任用職員の制度導入。
⇒ 「ワーキングプア」、同一職場での階層化による不満、労働環境の悪化。
- ・人件費増減の理由と他自治体との比較・・・特に社会教育費、公民館費の推移。
- ・人口構成の変化による民生費、扶助費の増加と教育費のバランス。

5 確認事項、情報交換

(略)

6 次回開催日 9月18日(水) 午後2時から 職員部会研修